

## 小坂町有機農業推進助成事業

町が目指す資源循環型社会構築の一環として、有機農業を推進するとともに農業振興及び農業経営の安定化を図ることを目的に、平成25年度より「小坂町有機農業推進助成事業」を実施しています。

町内産の良質な有機堆肥を活用し、積極的に取り組んでください。

### ◆補助対象品目

秋田県特別栽培認証制度に定められた認証(特別栽培農産物)を受け、かつの農業協同組合が指定した品目(米、トマト、きゅうり、アスパラガス、枝豆)とする。

なお、認証や補助金申請の取りまとめは、かつの農協が窓口となっています。

### ◆交付対象者

補助対象品目を自ら生産し出荷する小坂町内に住所を有する農業者。

※環境保全型農業直接支払交付金を申請している農地は対象外となります。

### ◆補助金額

認証申請に対する補助	1,000円/1人当たり
畑作物に対する補助	10,000円/10a当たり
米に対する補助	3,000円/10a当たり

### ■お問い合わせ先

観光産業課農林班 (TEL29-3912)

## 小坂町自伐型私有林整備補助事業のお知らせ

適切に管理された山林は災害防止等で効果を発揮する一方で、造林後に放置されて荒廃してしまった人工林は土砂崩れ等の原因となることがあることから、所有者は山林を適切に管理しなければなりません。

しかし、造林した山林の管理は費用負担が大きいことから、適切に管理できない方が多く、地域の安全を脅かす可能性があります。

町では、所有者の自己管理を推進する目的で、**所有する人工林を自ら整備する方**に対して、その経費の一部を助成します。

※国庫補助事業に該当しない場合に限りです

●補助対象 ▽下刈り ▽枝打ち  
▽除採 ▽保育間伐

●補助対象者 ▽町内の私有林(造林した山林に限る)の所有者  
▽所有者から委託を受けた団体等

●助成率 ▽事業費(消費税を除く)の85%以内

■お問い合わせ先 観光産業課農林班 (TEL29-3912)

## 空き家の片づけを支援します

町内の空き家を有効に活用し、移住・定住の促進による地域活性化を図るため、小坂町空き家・空き地情報バンクに登録しようとする物件の家財道具等の処分に要する経費の一部を補助しています。

### ◆補助の対象

- ・小坂町空き家・空き地情報バンクに1年以上継続して登録する意思がある空き家所有者
  - ・小坂町空き家・空き地情報バンクに登録した物件を購入または賃貸し、1年以上継続して居住する意思がある方
- ※建物を解体する場合の処分費には利用できません。

### ◆補助金額

対象経費の全額 (上限10万円)

### ◆補助の対象となる経費

- ・ごみ処理手数料
- ・特定家庭用機器リサイクル料
- ・ごみ収集及び運搬に係る経費
- ・清掃及び家財処分等を依頼した場合の経費

町では『空き家・空き地情報バンク』で町内の空き家・空き地の情報を広くご紹介しています。登録は随時受け付けていますので、空き家・空き地の有効利用をご検討する際にはお気軽にご相談ください。

### ■お問い合わせ先

総務課企画財政班 (TEL29-3907)

## 鳥獣被害対策に関する補助制度のお知らせ

### ●狩猟免許等取得費補助制度●

新規で狩猟免許や鉄砲所持許可証など取得する費用の一部を助成します。

助成率 9/10 [上限10万円]

### ●鳥獣被害防止対策事業補助制度●

有害鳥獣による農作物被害を防止する設備導入の一部を助成します。

助成率 1/2 [上限20万円・1セット/1人]